

次期川越市総合計画策定方針

令和 5 年 1 2 月 2 7 日 市長決裁

1 計画策定の趣旨

現在、本市では、最上位計画である第四次川越市総合計画（以下「第四次計画」とする。）に基づき、将来都市像である「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現を目指し、様々な施策を展開することで総合的かつ計画的なまちづくりを進めているところです。

計画の初年度である平成 2 8 年度以降、市民生活を一変させた新型コロナウイルスの流行とこれに伴うデジタル化の進展や、気候変動に伴う災害の激甚化、少子高齢化の進展などによって、本市を取り巻く社会の状況は大きく変化しています。

こうした中、第四次計画が令和 7 年度末で終了することから、新たな時代に対応する計画として、川越市総合計画策定条例に基づき、次期川越市総合計画を策定します。

2 計画の概要

(1) 計画の名称

計画の名称は、第四次川越市総合計画を継承する計画として、「第五次川越市総合計画」とします。

(2) 計画の構成

計画の構成は、川越市総合計画策定条例に基づき、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とします。

ア 基本構想

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想で、「将来都市像」、「基本目標」等を定めます。

イ 基本計画

基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画で、基本構想で示した将来都市像を実現するための施策を定めます。

ウ 実施計画

基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を定めます。

(3) 計画期間

計画の期間は、以下のとおりとします。

年度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
基本構想	10年間									
基本計画	5年間（前期基本計画）					5年間（後期基本計画）				
実施計画	3年間（毎年度改訂）									

- ・基本構想は、令和8年度を初年度とし、計画期間を10年間とします。
- ・基本計画は、令和8年度を初年度とし、前期の期間を5年間、後期の期間を5年間とします。
- ・実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度改訂します。

3 計画策定に当たっての視点

令和2年3月に行った人口推計では、本市の人口は、次期総合計画の計画期間内となる令和10年を境に減少局面に転じると見込まれており、今後はより一層、効果的かつ効率的なまちづくりを進めていく必要があると考えられます。このような中で、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、以下の視点を重視することとします。

(1) 最上位計画としての計画づくり

本市において総合計画は、個別分野の計画を策定するにあたり整合を図るべき、最上位の計画です。このことを踏まえ、まちづくりの指針として、個別分野の計画等の基礎となる基本的な方向性を示す計画とします。

(2) 新たな時代に対応する計画づくり

少子高齢化の進展、災害の激甚化・頻発化、DXや脱炭素などによる社会の変化を見据えたうえで本市の重要課題等を明らかにし、次の10年の進むべき方向性を示す計画とします。

(3) 実効性の高い計画づくり

基本計画の策定に当たっては、E B P M（証拠に基づく政策立案）の考え方を踏まえ、有効な施策を講じるとともに、その後の進行管理を見据え、本計画の策定にあわせて見直しを行う行政評価との連動を図り、その結果に応じて事業等の見直しを行える仕組みとすることで、P D C Aサイクルが循環する実効性の高い計画とします。

(4) 市民の意見を反映した計画づくり

市民意識調査、市民満足度調査をはじめとした、市民や団体を対象とした各種調査の結果を踏まえるとともに、市民参加のワークショップ等を実施することにより、市民の意見を反映した計画とします。

4 他計画の総合計画への包含・一体化

以下の2つの計画については、幅広い分野に及ぶ計画であり、個別分野の計画の上位に位置するものであるため、基本計画へ包含・一体化を図ることとします。

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」とする。）は、人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保し、社会の活力を維持するための計画であり、現在、第四次計画に包含する形で、総合計画と一体的に推進しています。次期計画においても、本市が目指す将来都市像の実現に向けて、総合計画と総合戦略を一体的に進めていくことが有効であると考え、これまでと同様、総合計画に総合戦略を包含することとします。

(2) 国土強靱化地域計画

「国土強靱化地域計画」は、強さとしなやかさを持った安全・安心な地域の実現という観点から、行政分野全般に関する基本的な指針を示すものであり、総合計画との連携を図りながら推進していくことで施策の実効性を高めることができると考えられることから、総合計画に一体化して策定することとします。

5 策定体制

(1) 市民参加

ア 川越市総合計画審議会

基本構想及び基本計画に関する事項について審議するため、附属機関の会議を開催します、構成については、多様な視点を取り入れるため、学識経験者、市内公共的団体等の代表者、公募市民から30名程度を選任します。

イ 市民満足度調査等各種調査

総合計画に掲げる施策に対する重要度・満足度を把握するために実施した市民を対象としたアンケートを活用します。

併せて、市民意識調査や、他計画の策定過程で実施した市民アンケート等についても活用します。

ウ 市民ワークショップ

総合計画策定の参考とするため、市民満足度調査時に参加意向を示した市民を対象に、グループワークによる討議を行います。

エ 意見公募

総合計画内容についての意見を得るため、基本構想及び基本計画の原案に対して意見公募を行います。

(2) 庁内策定体制

ア 庁議

庁内検討及び審議会での審議を踏まえ、基本構想及び基本計画の原案に関する最終決定を行います。

イ 総合計画調整会議

総合計画策定に係る重要事項を審議します。

ウ 総合計画策定委員会(副市長、教育長、上下水道事業管理者、部長級職員)

課長級職員で構成される幹事会の審議を踏まえ、基本的事項や素案に関する事項を審議します。

エ 幹事会(総合政策部長、課長級職員)

政策企画課及び企画担当職員を中心に作成された素案について審議します。

オ 策定担当職員(各所属選出の担当職員)

本市状況や近年の社会状況を踏まえ、政策企画課職員とともに各課調整の上で素案作成を行います。

6 策定スケジュール

おおまかなスケジュールは以下のとおりです。

		令和5年度		令和6年度				令和7年度			
		4～9月	10～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
市民満足度調査											
策定方針策定											
市民ワークショップ											
策定委員会・幹事会											
総合計画 審議会	諮問										
	審議										
	答申										
意見公募											
基本構想 議会審議											
議会報告											